

「幼稚園とくすり」について

保護者の方へ

1. **お子さまのくすりは、原則として幼稚園ではお預かりいたしません。**
2. 但し、お子さまの体調等でやむを得ない理由があるときや、緊急の場合には、保護者と園側との話し合いのうえ、幼稚園がくすりをお預かりし、教職員が保護者に代わって与えます。この場合は、万全を期するために「与薬依頼書」に必要事項を記入・捺印の上、くすりに添付して幼稚園にご提出ください。
3. くすりは、お子さまを診察した医師が処方し調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限りです。
4. **保護者の判断で持参したくすりは、幼稚園としては原則お預かりできません。**
5. 座薬の使用は原則として行いません。やむを得ず使用する場合は、医師からの具体的な指示書を添付ください。なお、座薬の使用にあたっては、その都度予め保護者にご連絡しますのでご了承下さい。
6. はじめて使用する座薬については対応できません。
7. 「熱が出たら飲ませる」「咳が出たら…」 「発作が起きたら…」 というように症状を判断して与えなければならない場合は、幼稚園としては判断ができませんので、その都度保護者にご連絡することとなりますのでご了承下さい。
8. 慢性的な病気の日常における投薬や処置については、お子さまの主治医または囑託医の指示書が必要です。必ずご提出ください。
9. 持参するくすりについて
 - ①医師が処方したくすりには必ず「与薬依頼書」を添付してください。なお「薬剤情報提供書」がある場合には、それも添付してください。
 - ②袋や容器にお子さまの名前を記載してください。
10. 主治医の診断を受けるときは、お子さまが『**現在、9時から14時まで幼稚園に在園していることと、幼稚園では原則としてくすりのお預かりができないこと**』をお伝え下さい。

学校法人聖コルベ学園
聖母の騎士幼稚園
園長 平孝之